

会 議 録 (要旨)

会 議 名	行政評価委員会 第6回補助金等審査分科会
開 催 日 時	平成25年1月25日(金) 午前10時から午前10時40分
開 催 場 所	瑞穂町民会館第1会議室
出席者及び 欠 席 者	(行政評価委員) 出席者：平山委員、村山委員、栗原委員 欠席者：小山委員、橋本委員 (部長職) 出席者：鳥海企画部長、田辺住民部長、臼井福祉部長、会田都市整備部長、坂内教育部長 (説明員) 24審査-1：大井地域課長、臼井環境課長、森田産業課長 24報告-1：森田産業課長、石塚農政係長 (事務局) 栗原企画課長、高橋企画係長、企画係榎本
配 付 資 料	資料1、資料2、資料3
議 題	議題1 補助金等審査 24審査-1 瑞穂町の住宅関連助成・補助制度 24報告-1 新規就農者確保事業費補助金
傍 聴 者	なし
審 議 経 過  (主な意見等を原則として発言順に記載。同一内容は一つにまとめた。)  10時05分	1 開会 平山分科会長から会議公開についての説明が行われ、会議が進められた。 2 議題 議題1「補助金等審査」 (企画課長) 審査に入る前に、事務局より資料の確認及び参与職員についての説明をした。  24審査-1 瑞穂町の住宅関連助成・補助制度の制度設計について 審査案件についての説明要旨 (大井地域課長) 提案概要は、瑞穂町耐震化改修促進計画に掲げる住宅の耐震化の目標を達成するため、「住宅耐震診断費助成事業」、「住宅耐震改修費助成事業」、「簡易耐震改修費助成事業」を創設する。 制度実施に当たり、既存の産業課が担当する「住宅改修等補助事業」と環境課が担当する「住宅用環境配慮型機器購入費助成事業」と整理統合を行う。

制度内容は、1、住宅耐震診断費助成事業は新設で地域課が担当である。  
対象住宅は、昭和56年5月31日以前、旧の耐震基準で建築された木造一戸建て建築物で、2分の1以上を居宅の用途にしているもの。

対象者は、住民であること、自己所有の建物であること、税の滞納がないこと。

助成額は、経費の2分の1で、上限額10万円（近隣の福生・羽村と同額とした。）。予算措置は、15件分である。国からの補助は、極力活用できるように要望する。

2、住宅耐震改修費助成事業は新設で産業課が担当である。

対象住宅は、1の住宅耐震診断費助成制度と同じである。

対象住宅は、耐震診断の結果が評点1.0未満であること、改修を行った後の評点が1.0以上となること、建築基準法に違反していないことである。

対象者は、1の耐震診断費助成制度と同じである。

助成額は、経費の2分の1である。上限額は100万円。これは近隣の最高額である福生市・羽村市の50万円を上回る。理由としては、耐震改修経費は約150万円から200万円になる例が多いことから、他市の施策では個人負担が多く、あまり活用されていない実態があること。昭和56年以前からの所有者の多くは、30年以上経過していることから、高齢になっていることが予想され、資金面においてご苦労をされるであろうこと。瑞穂町では、他市に比べて耐震化施策を推進する時期が遅く、年次計画の早期達成を目指すことである。

予算措置は、5件分、総額500万円である。

3、簡易耐震改修費助成事業は新設で地域課が担当である。

この事業は、別名シェルター改修と言われているが、耐震化をしたくても費用面において厳しい方に対して、建物全てを耐震化できなくても、大地震の際に生命が守れる安全空間を作るためのものである。

助成対象住宅は、世帯の年間所得が200万円以下であり、世帯員全員が65歳以上のもの、または未成年者、身体障害者1級又は2級で構成されるものである。

助成額は、最大50万円で予算措置は5件分である。

4、住宅改修等補助事業は既存で産業課が担当である。

補助対象住宅、補助対象者、補助対象事業は従前と変わらない。

補助額は、工事額の10分の1で上限額は10万円から7万5千円に変更する。

予算措置は、想定申請件数100件を見込んでいる。

5、住宅用環境配慮型機器購入費助成事業は既存で環境課が担当である。

助成対象住宅、助成対象者は変更なしである。

助成額は、太陽光発電システムを15万円の上限額から12万円に変更した。

各補助・助成事業間の関係は同一の住宅に関する同時申請を可能とする。  
町民への周知・啓発は関係する課と連携して行う。

各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(村山委員)

資料2の1ページで、耐震診断で評点が1.0未満であると倒壊の恐れがあるとなっているが、改修をした後は倒壊の恐れがなくなるということ  
で良いのか。

(大井地域課長)

建築基準があり、正式名称は上部構造評点と言うもので、木造建築に対  
する耐震の度合いである。

0.7未満は倒壊の可能性が高い、1.0未満は倒壊の可能性はある、  
1.0以上で一応倒壊はしない、1.5以上で倒壊しないとなっている。  
評点によって4つに分かれている。

(村山委員)

簡易耐震改修費助成事業では、補助対象者は世帯全員の構成員が該当し  
ないといけないのか。

(大井地域課長)

そうである、対象者以外が一人でもいると除外となる。

(鳥海企画部長)

基本的には高齢者を対象にした制度設定である。

(栗原委員)

事業者は、指定とか条件等があるのか。また町の事業者が対象か。

(大井地域課長)

耐震診断は、町に登録をしている事業者がないので、西多摩地域で登  
録している事業者にお願いする。また、町内の設計事務所の方にもお願い  
をしていきたい。耐震改修は、設計図書が出来ていれば町内の工務店でも  
出来る。簡易耐震改修は製品があれば、町内の工務店にお願いは出来る。

(臼井環境課長)

住宅用環境配慮型機器購入費助成は、平成22年度より3年間実施して  
いる。事業者の指定はないが、指定機器を設置後に申請してもらう。

(栗原委員)

制度を創設すると、色々な事業者が入り込んで来るので広報などで周知  
して欲しい。

(大井地域課長)

十分に注意をする。

(平山委員)

予算一覧で当初予算より決算見込額がオーバーしているが、全部補助対  
象の執行と考えてよろしいか。

10時28分	<p>(森田産業課長) 平成24年度は、経済対策、不況対策で12月補正をさせてもらい、この見込額で執行したい。</p> <p>(栗原企画課長) 2つの事業は、震災後に人気があり、この様な補正をさせてもらった。</p> <p>(平山委員) 厳しい質問になるが、当初予算をオーバーした分は補助金に合致するものなのか。</p> <p>(森田産業課長) そうである。</p> <p>(栗原企画課長) 個別の制度で、補助要綱に基づく審査をしているので補助金の不正受給はない。</p> <p>(平山委員) 耐震と言うことで、全てがあやふやにして支給していくことの無い様をお願いしたい。</p> <p style="text-align: center;">各委員からの意見聴取</p> <p>(村山委員) 今回の補助金に対し、東日本大震災もあったため、耐震に関しては関心深いこともありますので必要と思う。</p> <p>(栗原委員) 賛成である。住宅ローン減税を利用し、耐震が進むことを希望している。</p> <p>(平山委員) ただ今いただいた意見を整理すると、賛成が3人である。いかがか。 それでは、この結果をもとに、本日、委員の皆様からいただいた意見をまとめたものを添えて町長に報告したい。</p> <p>24報告 - 1 新規就農者確保事業費補助金 審査案件についての説明要旨</p> <p>(森田産業課長) 補助金等名称は、新規就農者確保事業費補助金である。この補助金は国の就農支援制度に基づく補助金のため、報告事項とする。 補助対象は、瑞穂町農業振興等事業実施要綱に準ずる農業経営者等である。</p> <p>簡潔に申し上げますと、町で農業を行う新規就農者が補助対象者で、そのうち補助要件に該当する方に補助金が給付される。</p> <p>規程等は、記載のとおりだが、国・東京都・瑞穂町で定める実施要綱が、この補助金の根拠となる。</p>
--------	---

事業概要としては、国は、農業・農村における高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」を解決していく必要があることから、平成24年度より新規就農者に対し、年額150万円を給付する事業を開始した。これにあわせ都では、東京都新規就農者確保実施要綱、町では新規就農者確保事業費補助金を創設し支援するものである。

補助の必要性としては、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者（新規就農者）に対して給付金を給付することにより、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るものである。

補助金額は、1人あたり年間150万円、夫婦の場合は1.5人分の225万円となる。給付期間は最長5年間となる。

補助割合は、国の事業のため、国補助が10分の10と全額となる。東京都及び町の負担はない。

実施期間は、平成24年度より最長5年間である。給付要件に該当した新規就農者へ年間150万円が最大で5年間給付される事業である。

事務手続きの流れは、補助金申請事務や補助金交付事務について手続きが必要となる。補助金については、国（関東農政局）から東京都を経由し、瑞穂町へ給付・納入される。その後、最終的にこの補助金の給付対象者へ給付する。

各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

（村山委員）

新規就農者に年齢制限はあるか。

（森田産業課長）

原則として45歳未満で、独立し自営で就農している方、就農後に所得が250万円未満であることが条件である。また、新規なので平成20年4月以降に農業の経営を始めた方等の要件がある。

（村山委員）

耕作している農地の面積等は条件にあるのか。

（森田産業課長）

面積等はないが、5年後に経営状況の報告書を提出してもらう。

（栗原委員）

住んでいるのが町で、持っている土地が埼玉県だと対象となるのか。

（森田産業課長）

瑞穂町の中に、土地を所有している方である。

（栗原委員）

農業の種類は関係あるのか。

（森田産業課長）

農業であって、就農であるのなら対象である。

（平山委員）

国からの補助なので、町の予算は使うことはないが、1人150万円、

10時40分	<p>夫婦で225万の補助を支出するので、新規就農者には作物を作る過程を教えたりすることは町が関与していくのか。</p> <p>(森田産業課長)</p> <p>新規就農者を受入れるに当たり、東京都農業会議が審査、アドバイスをし、町とも連携を取りながら、作られた作物は直売所や大型店舗に出展する等の支援を行う。</p> <p>(平山委員)</p> <p>所管は、産業課農政係で行うのか。</p> <p>(森田産業課長)</p> <p>そうである。</p> <p>3 その他 なし</p> <p>閉会 午前10時40分</p>
--------	---